十九　入管特例法第十六条の二第四項（同条第十一項で適用する場合を含む。）の規定による申出の受付、その申出の形式の確認若しくはその申出書類の出入国在留管理庁長官への送付、同条第六項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し、同条第七項の規定による特定特別永住者証明書の受領若しくは引渡し又は同条第十六項の規定による手数料の徴由

［二十～二十四　略］

二十五　特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令第三条の規定により提示される書類の確認

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは同法第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第三条第四項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第三条第五項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第三条第六項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第三条第七項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

［二～五　略］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは同法第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同法第二十二条第四項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成若しくは記録、同法第二十二条第五項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知、同法第二十二条第六項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けること又は同法第二十二条第七項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録若しくは提供

［七～十八　略］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　番号利用法第十八条の五第三項の規定による通知を受けること、同条第四項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の規定による措置を講じること若しくは同条同項の規定による通知、同条第七項の規定による通知を受けること、同条第八項の規定により返納される個人番号カードの受領又は番号利用法施行令第十八条の三第一項の規定による書面の受領

［十～十七　略］

［新設］

［十七～二十一　同上］

［新設］

（法別表第十七号の総務省令で定める事務）

第十七条　［同上］

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第三条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［二～五　同上］

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第二十二条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供

［七～十八　同上］

（法別表第十八号の総務省令で定める事務）

第十八条　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

［九～十六　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。